

環境省の環境経済政策について

平成23年5月30日

4. 環境省の取組

- (1) 環境と金融のあり方について
- (2) 日本版環境金融行動原則策定支援
- (3) 温暖化対策設備投資に係る各種利子補給事業
- (4) 家庭・事業者向けエコリース促進事業
- (5) 企業の環境情報開示のあり方検討委員会

(1) 環境と金融のあり方について

環境金融の2つの具体的役割

環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資(省エネ・新エネ設備導入のための融資、環境ベンチャー企業への投融資等)

企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資(環境格付融資、SRI(社会的責任投資)等)

○ 平成21年9月より計7回に渡り、中央環境審議会の下で「環境と金融に関する専門委員会」を開催し、平成22年6月に報告書が取りまとめられた。

4つの具体的政策提案

■ 家庭・中小企業における対策として、リース活用による低炭素機器の普及促進

■ 年金基金による環境配慮投資の促進

- ①投資の際の環境配慮の方針の開示
- ②公的年金における率先した取組

■ 企業の環境関連情報の開示・提供の促進

- ①企業の環境関連情報の開示促進の意義
- ②有価証券報告書を通じた環境関連情報の開示
- ③環境報告書による環境情報の開示
- ④民間企業等による環境情報等の提供サービスの促進

■ 環境金融への取組の枠を広げていく仕組み ～日本版環境金融行動原則の策定～

- ①グローバルな行動原則に参加していない金融機関への環境金融取組の裾野の拡大
- ②投資に限定されない、多業種にまたがる自発的なプラットフォームを作る

(2) 日本版環境金融行動原則策定支援 ① 概要

概要

- ◆ 平成22年6月にとりまとめられた中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」報告書において、環境金融の取組の輪を広げていく仕組みとして提言された
- ◆ 平成22年9月に末吉竹二郎氏(国連環境計画 金融イニシアティブ特別顧問)の呼びかけにより、25の金融機関が自主的に参加する起草委員会を創設(現在は震災により一時中断)
- ◆ 環境に配慮した投融資等の拡大を目指し、金融機関が自らが署名する行動原則の策定を検討
- ◆ 環境省は日本版環境金融行動原則の策定を事務局として支援

<参加金融機関> 計25金融機関

三菱東京UFJ銀行	滋賀銀行	シティグループ証券	野村ホールディングス	日本興亜損害保険
三井住友銀行	八十二銀行	三菱UFJ信託銀行	大和証券グループ本社	あいおいニッセイ同和損害保険
みずほフィナンシャルグループ	京葉銀行	住友信託銀行※	日興アセットマネジメント	第一生命保険
日本政策投資銀行	西武信用金庫	中央三井トラスト・ホールディングス※	三井住友アセットマネジメント	太陽生命保険
横浜銀行	静岡信用金庫	オリックス信託銀行	損害保険ジャパン	農林中央金庫

※平成23年4月1日合併

(2) 日本版環境金融行動原則策定支援 ② 検討内容

H22年9月より現在までに4回の起草委員会及びWGにおける議論を実施

検討内容

○グローバルな動きも踏まえつつ、日本の金融の実情に合わせて金融界全体で一つのプラットフォームを作ること、日本で「環境金融」という取組全体を進めていく機運を拡大する。

○一足飛びにグローバルな行動原則への参加までは踏み出しにくい小規模な地域金融機関等にとって、環境金融の取組を進める足がかりになる(裾野の拡大)。

○金融機関全体に係わる前文・総論部分をまず策定。その後、原則の内容を個別業務に組み込んでいくため、各論ワーキンググループにおいて業務別のガイドラインを策定することを予定。

6業務を3つのワーキンググループに分けて各論ガイドライン部分を議論する予定

預貸業務
リース業務

運用業務
証券業務
投資銀行業務

保険業務

策定に向けての課題

・起草委員メンバー以外への原則の普及・促進、署名後のフォローアップの仕方 等

(2) 日本版環境金融行動原則策定支援 ③案

平成22年3月時点での構成案

■ 序文

○金融機関の社会的問題に対する取組が求められる国際的潮流があり、今回の震災により、その重要性が再認識された。

■ 前文

○日本の金融業界が果たすべき役割

・日本を持続可能な社会に変えていくことへの貢献

(地域取組へのサポート、環境産業等持続可能な産業へのサポート)

・地球規模の持続可能性を高めることへの貢献

(国際的なイニシアティブと連携し、世界の環境・社会問題解決を支援)

○「予防的アプローチ」

■ 原則(総論)(一例)

○自己の環境負荷削減に努める

○金融商品・サービス等を通じて持続可能な社会に貢献する

○持続可能な産業の育成をサポートする

■ 業務別ガイドライン

等

今後の予定

- ・今年度中の策定・公表を目標に現在各項目に関しては、議論中。
- ・作成した原則は経緯の説明も含めたブックレットにまとめて公表を予定。

(3) 温暖化対策設備投資に係る各種利子補給事業

【平成21年度第一次補正:45億円(終了)、第二次補正15億円(終了)、平成22年度補正:10億円】

概要

- ◆ 地球温暖化対策の加速化と環境投資の掘り起こしを通じた経済成長の同時推進
- ◆ 3年間でCO2排出6%削減等の意欲的な目標を誓約した企業の地球温暖化対策設備投資について、環境格付融資(環境対策に積極的に取り組む企業を評価し、評価結果に応じて利率を決定する融資)を行う金融機関を通じ、3%を上限に利子補給を3年間行う。

(4) 家庭・事業者向けエコリース促進事業【H23予算:20億円】

概要

- ◆ 導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な家庭及び事業者(中小企業等)について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図り、もって「エコで快適な暮らし」を実現。
- ◆ 具体的には、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース料の3%をリース事業者に対して助成(他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。)
- ◆ 対象機器の例
【家庭向け】 既築住宅向け太陽光パネル等(家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象としない。)
【事業者向け】 高効率ボイラー、高効率冷凍冷蔵庫、太陽光パネル、ハイブリット建機等

(5) 企業の環境情報開示のあり方検討委員会

- ◆ 平成22年12月より、持続可能な社会や成長戦略の推進につながる企業の環境情報の開示のあり方について、「企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会」にて検討を実施
- ◆ 平成23年度中に、更なる環境情報の利用促進と質の向上を目指し、環境報告ガイドラインの改訂を目指す

検討委員会の目的

○企業経営における環境に優れた取組や環境への努力が適正に評価され、その企業が報われる仕組みを作るために有用な環境情報開示のあり方を検討する。

○企業の環境経営・環境情報開示が促進されるための施策について検討する。

背景

○持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割の認識

○環境情報の開示責任と利用者

○環境情報の開示方法

- ・企業固有の状況を適切に反映させることが重要。
- ・一方で、環境経営の実態を忠実に表現しつつ、理解容易かつ比較容易な形式。